

○財務省告示第百十九号

中華人民共和国産黒鉛電極に対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年四月二十四日

財務大臣 鈴木 俊一

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

名 称	住 所
S E Cカーボン株式会社	兵庫県尼崎市潮江一丁目二番六号
東海カーボン株式会社	東京都港区北青山一丁目二番三号
日本カーボン株式会社	東京都中央区八丁堀一丁目十番七号

二 法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の

品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名 黒鉛電極

(二) 銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第八五四五・一一号に分類される黒鉛電極（炉に使用する種類のもので丸形のもの）

(三) 特徴 円柱状のもので、主として電流による熱で鉄スクラップを溶解する電気炉の電極として使用されるものである。

三 調査対象貨物の供給者及び供給国

(一) 供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

イ 方大炭素新材料科技股份有限公司

ロ 吉林炭素有限公司

ハ 遼寧丹炭科技集団有限公司

ニ 山西宏特煤化工有限公司

ホ 介休市志堯炭素有限公司

へ 大同宇林德黒鉛新材料股份有限公司
ト 河南紅旗渠新材料有限公司
チ 焦作市中州炭素有限公司
リ 開封平煤新型炭材料科技有限公司
ヌ 遼寧鑫瑞黒鉛新材料有限公司
ル 靈石県揚帆炭素科技有限公司
ヲ 南通揚子炭素股份有限公司
ワ 山西鑫賢炭素材料科技有限公司
カ 昇瑞能源科技有限公司
ヨ 四川広漢士達炭素股份有限公司
タ 四川昭鋼炭素有限公司
レ 烏蘭察布市福興炭素有限公司
ソ 烏蘭察布市旭峰炭素科技有限公司

ツ 遼寧鴻達電炭有限公司

ネ 宝方炭材料科技有限公司

ナ 吉林炭素新素材有限公司

ラ 旭日精密炭素（大連）有限公司

ム 京海商事（上海）貿易有限公司

ウ 瑞顧斯貿易（上海）有限公司

（二）供給国 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

四 調査を開始する年月日 令和六年四月二十四日

五 調査の対象となる期間

（一）不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 令和四年十月一日から令和五年九月三十日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成

三十年一月一日から令和五年九月三十日まで

六 調査の対象となる事項の概要

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ 調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ 調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ 調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

ニ その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物（以下「同種の貨物」という。）の価格に及ぼす影響

ハ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七 申請者の主張の概要

(一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和四年十月一日から令和五年九月三十日までににおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は五十パーセント超である。

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ 正常価格については、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を採用した。

ロ 本邦向け輸出価格については、申請者三社の営業資料から調査対象貨物の代表的な三種の直径サイズそれぞれの本邦における販売価格を算出し、海上輸送費等を控除して工場出荷段階の価格を算出し

た。

ハイ及びロにより、調査対象貨物の代表的な三種の直径サイズそれぞれに係る令和四年十月一日から令和五年九月三十日までの各不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出し、輸入量で加重平均することで調査対象貨物全体の不当廉売差額率を算出したところ、三十七・七〇パーセントとなった。

(三) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ 調査対象貨物の輸入量は、平成三十年一月から令和五年九月までの間に、一万千四百トンから一万三千トンに増加しており、同期間において、国内需要量に占める調査対象貨物の市場占拠率も上昇した。

ロ 調査対象貨物の国内販売価格は、令和元年以降一貫して申請者産品の国内販売価格を著しく下回っており、その結果、本邦の産業は価格押し下げの影響を受け、原材料価格の上昇を販売価格に転嫁することができなかった。

ハイ及びロにより、営業利益が減少するなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

二 さらに、中国国内では調査対象貨物の需要が減少傾向であるものの、生産能力は増加傾向にある。

また、中国にとっての有力市場である米国及びEUでは、既に調査対象貨物に不当廉売関税が課されているため、市場の拡大が困難な状況である一方、本邦は電極需要の増加が確実な状況であることから、調査対象貨物の輸入量は増加する可能性が高い。

ホ 調査対象貨物の国内販売価格は、平成三十年一月から令和五年九月までの期間を通じて下落し、同期間後においても下落傾向が続いており、今後も引下げが続けば、その価格圧力により本邦産同種の貨物の価格も引下げを余儀なくされることが想定される。

ヘ ニ及びホにより、保護的措置がとられない限り、追加的な不当廉売輸入による実質的な損害が生じるおそれがある。

八 申請者の法第八条第四項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

本邦の産業を所管する大臣が、関係生産者等に対し、法第八条第四項の規定による求めに対する支持の状況を確認したところ、当該求めを支持している関係生産者等の本邦における同種の貨物の生産高の合計が、当該求めに反対することを明らかにしている関係生産者等の本邦における同種の貨物の生産高の合計

を超えていた。

九 令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一) 証拠の提出及び証言についての期限 令和六年七月二十四日

(二) 証拠等の閲覧についての期限 令第十六条第一項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第二項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第三項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日

(三) 対質の申出についての期限 令和六年八月二十六日

(四) 意見の表明についての期限 令和六年八月二十六日

(五) 情報の提供についての期限 令和六年八月二十六日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

十 その他参考となるべき事項

(一) 本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該調査対象貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。二において同じ。）の重大な介入がない事実

ロ 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二) 証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先 東京都

千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三) その他

イ 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ 本調査の開始に当たり、令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記(二)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。